

令和6年度第1回岡山市環境総合審議会

日時：令和6年5月29日（水）

開会 午前9時58分

○（事務局）山根 皆様、おはようございます。定刻より少し早いですが、皆様そろわれましたので、始めさせていただきたいと思います。委員の先生方には御多忙のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。早速ですが、ただいまから令和6年度第1回岡山市環境総合審議会を開催させていただきます。

私は、本日司会を務めさせていただきます環境保全課自然保護係の山根と申します。よろしく願いいたします。

なお、本日は、逢澤委員、小野委員、黒住委員、杉山委員、田代委員、平松委員は御都合により御欠席です。

それでは、開会に当たりまして、局長の見平から御挨拶申し上げます。

○（事務局）見平局長 皆さんおはようございます。環境局長の見平と申します。本日はお忙しい中、岡山市環境総合審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、平素から岡山市の環境行政の推進、格別の御理解、御協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、このたびの委員の改選に伴い、新たに岡山県環境保健センターの妹尾委員に加わっていただいております。新たな視点から、より豊かな議論になるものと期待しております。

本日は、岡山市環境保全条例の改正及び岡山市環境基本条例の制定について御審議いただくこととなっております。委員の皆様におかれましては、各専門分野からの忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○（事務局）山根 申し訳ございませんが、見平局長は業務の都合上、ここで退席させていただきます。

○（事務局）見平局長　すみません。どうぞよろしく申し上げます。

○（事務局）山根　続きまして、お手元の資料の確認ですが、本日机の上に、会議次第、出席者名簿、配席図をお配りしています。不足がございましたら事務局にお知らせください。なお、資料1から資料5については、事前に郵送させていただいております。お持ちでない方はお申しつけください。

それでは、委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。藤原会長から反時計回りにマイクを回してください。

○藤原会長　どうぞよろしく申し上げます。岡山大学の藤原と申します。

○妹尾（桂）委員　おはようございます。環境カウンセラーズおかやまから来ました妹尾と申します。よろしくお願いたします。

○妹尾（安）委員　失礼します。先ほどの局長挨拶の中でも御紹介いただきましたけれども、岡山県環境保健センターの所長をしております妹尾と申します。この春から着任しまして、まだ分からないことだらけですけども、どうかよろしくお願いたします。

○兒子委員　岡山市の連合町内会の理事をしております、そちらのほうからこの会議へということでございましたので、出席させていただいております。兒子と申します。よろしくお願いたします。

○原委員　持続可能な開発のための教育というものをやっております原と申します。よろしくお願いたします。

○吉田委員　失礼いたします。岡山県地球温暖化防止活動推進センターセンター長、それから岡山県環境保全事業団の専務理事をしております吉田と申します。よろしくお願いたします。

○赤井委員　おかやまエコマインドネットワークという市民団体で、環境のことについて取組んでいます赤井と申します。よろしく申し上げます。

○池本委員　よろしくお願いたします。岡山県自然保護センターの池本と申しま

す。よろしく申し上げます。

○氏原委員 失礼いたします。岡山大学の氏原といいます。都市計画を専門にしています。よろしく申し上げます。

○尾形委員 おはようございます。中国電力ネットワーク岡山ネットワークセンターの尾形と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○片岡委員 岡山市内で建築の設計事務所をしております片岡八重子と申します。中国地方各地で空き家対策の事業や既存建物の利活用について取組をしております。よろしくお願ひいたします。

○（事務局）山根 ありがとうございます。続きまして、事務局を紹介させていただきます。

○（事務局）横山 皆様、こんにちは。環境保全課長をしております横山卓生と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○（事務局）阿部 環境保全課の阿部と申します。よろしく申し上げます。

○（事務局）遠藤 環境保全課自然保護係遠藤と申します。よろしくお願ひいたします。

○（事務局）小野 環境保全課自然保護係の小野と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○（事務局）山根 今回、岡山市環境総合審議会に係る議事録作成を担当します神戸総合速記株式会社に臨席いただいています。

続きまして、審議会の設置規程等について説明させていただきます。本審議会は岡山市環境保全条例第52条の2第1号に基づいて設置されています。また、本日は委員17名のうち11名と過半数の出席をいただいておりますので、会議は成立します。

続きまして、副会長の選任を行わせていただきます。副会長は委員の互選となっています。いかがでしょうか。御意見がない場合は事務局に一任とさせていただきますが、御意見のある方はおっしゃってください。

よろしいでしょうか。

それでは、意見がないようですので事務局から提案させていただきます。副会長は妹尾安裕委員にお願いするということではいかがでしょうか。委員の皆様、事務局からの提案について御承認いただける場合は拍手をお願いいたします。

ありがとうございました。委員の皆様からの承認をいただけたものと判断させていただきます。妹尾委員はお席の移動をお願いいたします。

ありがとうございます。それでは、議事に移らせていただきます。ここからの議事進行は藤原会長をお願いいたします。なお、御意見等の発言をされる際には、挙手の上、会長からの指名を受けてください。それでは、藤原会長をお願いいたします。

○藤原会長　皆様、本日は岡山市環境総合審議会のほうにお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。会長を務めさせていただきます藤原です。

皆さん御存じのように、4月に第6次の環境基本計画の閣議決定がありまして、パブリックコメントを通してそれが制定されることになっております。第1次の環境基本計画ができて30年になるそうです。今回のテーマというのが、ウェルビーイングの向上あるいは生活の質の向上ということを目的として、環境が社会とか経済との関わりの中で保全されていくということが新しいポイントになっております。我々も公害防止のほうからどんどん発展してきて、地球環境、いろいろございましたけど、これからは視点を変えて、社会経済のほうにウエートが置かれるということになって、さらに市民に寄り添う環境政策というふうになっていくことと考えております。

この審議会におきましても、今回は環境基本条例、それから保全条例を分けるということですが、今後の岡山市の環境行政の発展に向けて、これは非常に基本的な出発点になるんじゃないかというふうに考えております。ぜひ皆様、忌憚のない御意見をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、審議事項に入ります。委員の皆様には、議事進行の協力をよろしくをお願いいたします。

審議事項の岡山市環境保全条例の改正及び岡山市環境基本条例の制定について、事務局から説明をお願いします。

○（事務局）遠藤　それでは、資料に沿って御説明させていただきたいと思います。資料1につきましては、前のスライドに移しておりますので、御覧いただければと思います。また、資料2につきましては、環境基本条例案と現行の環境保全条例の対照表でございます。資料3が環境保全条例の新旧対照表でございます。資料2と資料3につきましては、説明の中で参照していただくことになると思いますので、よろしくお願いたします。また、資料4と資料5は環境基本条例の制定案と環境保全条例の改正案ですけれども、こちらは参考にお配りしております。

それでは、まず資料1でございます。スライドを御覧ください。まず、スライドの01、岡山市環境基本条例の改正方針でございます。改正方針の一つ目が、新たな環境問題への対応です。近年の時代の潮流を踏まえまして、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染などの重要課題への対応といたしまして、市が取組む施策の実効性を確保いたします。二つ目が特定建築物制度の廃止でございます。当該制度は、公害が社会問題化しておりました昭和40年度に盛り込まれました、環境に影響を及ぼす恐れのある建築物を把握するための届出制度でございますが、昨今の企業のコンプライアンスの意識の向上に伴いまして、一定の役割を終えております。従いまして、当該制度を規定いたしました第40条を削除いたします。それから三つ目が、環境基本条例相当規定の独立でございます。現行の環境保全条例では、環境の保全に係る基本理念や施策の基本となる事項と、公害防止等に係る事業場規制が混在しているため、市民への分かりやすさの観点から、基本理念の施策の基本となる事項を環境基本条例として独立制定いたします。環境保全条例は、公害防止に係る具体的な事業場等の規制措置を具体的に規定した実施条例といたします。四つ目が、その他の対応です。文言修正やその他の必要な修正を行ってまいります。

次に、スライドの2番目になりますけれども、環境基本条例相当規定の独立という

こととございます。現行の岡山市環境保全条例及び岡山市環境基本条例の構成を示しております。左側の現行の環境保全条例から矢印でお示ししておりますが、基本理念や施策の基本となる事項を独立させたものが右側の環境基本条例となります。

続きまして、スライドの03でございますが、環境基本条例相当規定のポイントの4分の1でございます。ここからは資料の2、岡山市環境基本条例案と現行の岡山市環境保全条例の対象表を見ながら御説明させていただきたいと思っております。

資料2の対照表を御覧ください。資料2でございますが、左側が新設する環境基本条例案で、こちらの環境基本条例の条文は、現行の環境保全条例の基本理念や施策の基本となる事項の条文を移行したものでございます。右側は現行の環境保全条例で、環境保全条例から分離する条文を抜粋したものを掲載しております。ただ、赤字でございますけれども、こちらは移行の際に修正した箇所を示しております。

それでは、まず、スライドのポイントの一つ目でございますが、基本条例の前文です。資料2の対照表では1ページから2ページになります。この前文はスライドの表示しておりますが、特に御審議いただきたい場所としております。前文は、条文本体の前に置かれまして、その法令の制定の由来や背景、目的などを強調して述べた文章です。前文の構成は、町の特色、歴史、これからの課題、責務、条例制定の意義としておりまして、構成は現行の保全条例を引き継ぎます。

資料2の対照表の2ページでございますが、右側の現行の保全条例の前文は、条例制定当時の改正を踏まえたものであるため、20世紀に入りとか、新しい千年紀を迎えなど、古い表現がございますので、これを削除いたしまして、左側の基本条例では、気候変動問題、生物多様性の損失、環境汚染、脱炭素化など、新しい環境問題に関するキーワードを用いまして、時代の潮流を盛り込んだ内容に改めます。

次に、基本条例第1条目的ですが、資料2の対照表の2ページの一番下になります。現行の保全条例の中に、環境の保全及び創造という文言がございます。これを基本条例では、良好な環境の復元及び創造等を含む。以下同じと明示しました上で、環境の

保全にという文言に修正いたします。以下、これも出てきますけど、同じでございます。また、事業所及び市民、市民及び事業者という表現が混在して、旧条例では混在しておりますため、この文言を市民及び事業者に統一いたしまして、以下同じでございます。さらに基本条例とすることから、現行の保全条例の個別施策に関する表現は削除いたします。

続きまして、スライドの4番目になります。環境基本条例相当規定のポイントの4分の2です。基本条例の第3条基本理念となりますが、基本理念ですが、こちらは資料2の対照表の4ページ、第3条の第1項を御覧ください。現行の保全条例の中に子孫という文言がございますが、こちらは子供のいない方への配慮といたしまして、基本条例のほうでは、第1条にあります、将来の市民へ、市民という言葉へ修正いたします。また、その下、基本条例第3条第2項でございますが、こちらは基本条例の第2条で定義されていない環境保全という言葉は使用せずに、基本条例では、環境の保全に表現を統一いたします。以下同じでございます。

続きまして、資料2の対照表の4ページから5ページを御覧いただきまして、基本条例の第4条、市の責務、第5条、市民の責務、第6条、事業者の責務でございます。これらの責務の規定に、環境基本法、県の条例に合わせまして、基本理念にのっとりという文言を追加いたします。それから、次に第1条で説明いたしましたが、文言を市民及び事業者に統一したことに合わせまして、市民の責務それから事業者の責務の順番にするために、現行の保全条例の第5条、事業者の責務と第6条、市民の責務の順序を入れ替えまして、基本条例では、第5条を市民の責務、第6条を事業者の責務といたします。

続きまして、スライドの次の5番目になります。環境基本条例相当規定のポイント4分の3でございます。基本条例の第7条でございます。こちらは施策の策定等に係る指針の条項でございますが、資料2の対照表の6ページから7ページでございます。この第7条は、スライドの表示のとおり、こちらも特に御審議いただきたい箇所でご

ざいます。第7条は、新たな環境問題への対応といたしまして、時代の潮流を盛り込んだ内容に改めます。まず、現行の保全条例の第1号と第2号を統合いたしまして、大気汚染、騒音振動などを合わせて、基本条例の第2条に定義があります公害のほうを使用するとともに、石綿、土壌汚染等のリスク管理を念頭に、化学物質に対する理解促進という文言を追加いたします。また、第3号に生物多様性に関する新しい表現といたしまして、市自然資本を守り、かつ世界経済活動、これ、環境省の環境基本計画策定に関する資料から引用して使用いたします。第6号におきましては、循環型社会形成推進基本法に定義がございます循環型社会の文言を使用いたします。第7号につきましては、気候変動影響への適応、海ごみ対策という新しい環境問題に関するキーワードを用いて書き換えます。また、その下ですけれども、前回の審議会におきまして、第7条に協働に関する内容を新たな号で追加する方針をお示ししましたところ、現行の第7条には環境に関する課題が並んでおりまして、協働とは、課題解決に当たっての取組み方に関わるものであり、課題と取組み方であり、協働を併用すると分かりにくくなるんじゃないかという御意見をいただきました。検討いたしましたところ、協働に関する内容は追加しないことといたします。協働に関する内容につきましては、資料2の対照表の11ページになりますけれども、基本条例の第21条、市民等の参加でございますが、こちらに、市は、市民及び事業者の参加、協力及び連携により、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されておりまして、協働に係る内容が記載してございます。また、他の政令指定都市におきましても、施策の策定等に係る指針等の情報に、協働に関する内容の記載のないものが多数となっておりますので、そのため7条に協働を追加する必要ないと判断いたしました。

続きまして、スライド6番目でございます。環境基本条例相当規定ポイント4分の4です。基本条例第11条、環境の保全上の措置ですが、資料2の対照表では、8ページから9ページになります。基本条例の赤字の部分でございますが、この第11条

も特に御審議いただきたい箇所でございます。第11条は、環境保全条例の規制措置の根拠となる条文を新設するものです。内容は、仙台市を参考にしておりまして、公害、自然環境、その他の3本立てといたしておりまして、位置につきましては、県の条例に合わせ、環境影響評価の次としております。次にその下、環境、次に基本条例の第27条、地球環境保全の推進と、第28条、国際協力の推進でございます。資料2の対照表のほうでは12ページになります。他の政令市や県の基本条例では、施策の推進、それから国際協力という順番が多数でございます。現行の保全条例第27条、国際協力の推進と、第28条、地球環境保全推進の順序を入れ替えまして、新しい基本条例では、第27条、地球環境保全の推進、第28条を国際協力の推進といたします。

続きまして、次の7番目でございます。環境基本条例分離後の環境保全条例でございます。現行の環境保全条例と改正後の環境保全条例の構成を示しております。左側が現行の環境保全条例で、取消し線を引いているところが基本理念や施策の基本となる条項でございます。こちらは環境基本条例に移行し、環境保全条例から削除される部分です。右側が改正後の環境保全条例でございます。

続きまして、スライドの8番目ですけど、環境保全条例改正のポイント3分の1でございます。ここからは資料3、岡山市環境保全条例新旧対照表を見ながら、説明させていただきますと思います。

資料3の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

こちらは左側が環境保全条例の改正案で、右側が現行の環境保全条例となっております。赤字は改正における修正箇所です。1枚めくっていただきますと、青字のところがございますけれども、青字の部分は環境基本条例に移行しまして、環境保全条例からは削除する条文でございます。まず、スライドの改正のポイントの一つ目でございますが、保全条例の改正案の第1条、目的です。資料3の対照表では3ページを御覧ください。この第1条は、特に御審議いただきたい箇所でございます。第1条、目

的は、赤字の部分でございますが、環境基本条例相当規定の分離に伴いまして、現行の保全条例から基本理念や施策の基本となる表現を抜きまして、保全条例の改正案では、環境保全条例にありました個別施策に関する表現に改正いたします。

次に、その下の3、保全条例の改正案第2条でございますが、資料3の対照表の3ページから5ページになります。保全条例の改正案の第2条で定義する用語、第1号の環境への負荷と、第2号の公害でございますけれども、こちらは基本条例第2条で定義しましたものの引用といたします。また、資料3の対照表の4ページになりますが、現行の保全条例の第2条第8号の特定建築物は特定建築物制度の廃止に伴い、こちらは削除いたします。

続きまして、スライドの9番目、環境保全条例の改正のポイント3分の2です。保全条例の改正案の第4条、市の責務、第5条、市民の責務、第6条、事業者の責務でございますが、こちら資料3の新旧対照表では、5ページから7ページになります。この保全条例の改正案の第4条、5条、6条は、特に御審議いただきたい箇所でございます。これらの責務の規定につきまして、現行の保全条例から基本理念や施策の基本となる表現を抜きまして、保全条例の改正案では、環境保全条例にありました、個別施策に関する表現に改正いたします。また、文言で、事業者及び市民と市民及び事業者が混在していたものを、市民及び事業者に統一したことに合わせまして、市民の責務、事業者の責務の順番にするため、現行の保全条例第5条、事業者の責務と第6条、市民の責務の順序を入れ替えまして、保全条例の改正案では、第5条を市民の責務、第6条を事業者の責務といたします。

次にスライドの下でございますが、保全条例改正案第27条、環境配慮指針及び行動指針です。資料3の新旧対照表の13ページになります。赤字の部分でございますが、保全条例案の第3章に関する基本的施策、第1節の名称を総合的推進とした上で、現行の保全条例第10条を改正案の第27条に移動いたしまして、修正いたします。

次に続きまして、スライド10番目でございますが、環境保全条例の改正のポイン

ト3分の3です。こちら現行の保全条例の第40条、特別建築物の設置の届出ですけれども、資料3の新旧対照表では33ページになります。こちらの特定建築物設置の届出制度の廃止に伴いまして、第40条を削除いたします。第40条の条文削除に伴いまして、保全条例の改正案の第42条以降に必要な文言修正を行います。

スライドの最後でございますけれども、11番のスケジュールです。表の真ん中辺りに赤い部分を示しておりますが、今回とあるのが本日の審議会でございます、今後の予定といたしましては、7月には条例の最終案を作成し、7月から8月にかけて、パブリックコメントを実施。9月中の答申、12月中の決裁を目指しまして、作業を進めてまいりたいと考えております。真ん中の網掛けしております審議会の欄を御覧いただきまして、次回の本審議会の開催は8月としておりますが、こちらではパブリックコメントの結果報告と答申案をお示しできればと考えております。

作業進捗によっては、できるだけ前倒しに行いたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○藤原会長　　ありがとうございます。今の御説明について、御質問、御意見ありましたら、発言をお願いします。

○吉田委員　　吉田です。ちょっとすみません。前にお聞きしたかもしれないんですけど、確認になるんですけど、今回環境基本条例は別に立てるということで、この資料1-2を見ると、環境問題がある中で、地球環境保全のほうは基本条例のほうに移して、生物の多様性の保全のほうは環境保全条例のほうに残るという形なんですけれども、環境に関する課題と考えたときに、両方大きな問題だと思うんですけども、一つを、地球環境保全のほうを基本条例のほうに移して、保全条例のほうに生物の多様性の保全を残すという、その辺のこの仕分の考え方っていうのを、ちょっとお聞きしていたら申し訳ないんですけど、もう一度お願いできればと思うんですが。

○藤原会長　　事務局お願いします。

○事務局（小野）　　私のほうからお答えいたします。

今の御質問なんですけれども、今保全条例に入っている生物多様性の部分につきましては、規制部分と同じように、一定地域について、何か開発するときは届出してくださいといった制度になっておりまして、温暖化のほうについては本当に施策の分しかありませんので、そういった意味で、生物多様性の部分は保全条例に残しております。地球温暖化のほうは施策の基本条例のほうになっているというものになっております。ただ、基本条例の中にも、当然、その取組の中に自然環境保全についても述べておりますので、その部分は同じようにしております。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

基本条例の中の生物多様性に関係ある部分っていうのを、具体的に示していただけますか。

○事務局（小野） お待ちください。

第7条になるんですけれども、第7条の第3項のところに、人と自然が健全に共生するための自然環境の保全とともに、自然資本を守り生かす社会経済活動を推進することというふうに規定されております。温暖化については、同じように7項のところに、地球温暖化の方針、気候変動の影響への適応、海ごみ対策を推進することにより、地球環境保全に貢献することというふうに規定しております。

○藤原会長 ということですが、吉田委員のほうから何か追加的にございますでしょうか。

○吉田委員 今の御説明聞いて、規制という観点で生物多様性の保全のほうは残しているということで説明があったんですけど、今頃生物多様性がクローズアップされていて、単に規制だけじゃなくて、もう少し幅広い取組っていうのも出てきてると思うんですけれども、そういった辺りが、条例をいずれ制定して公表するときには、どのように伝えられるのかなとちょっと思いました。岡山市さん、何か今私ども環境保全事業団にお願いされていますけど、いろいろデータを収集されたりとか、そういっ

たこともされてると思うんですね。あれも生物多様性の取組だと思うんですけども、そういった辺りの取組と今回のこの規制の取組、そういった辺りをどのように整理されるのかなというのは、ちょっと……。

○藤原会長　ありがとうございます。今の生物多様性につきまして、もう少し御意見ありましたら、お願いします。

基本条例に残っているのは、先ほど説明していただきました、施策策定等に係る指針の7条いうことで、全体の方針だけが書かれているという、ウエートの的には非常に小さいとは思いますが、基本条例のほうはそのままにして、保全条例のところに2節、それから3節の、3章2節のところに述べられているということで、そういう配合というか、それで皆さん何か意見がありましたら、お願いします。

例えば生物多様性と、それからほかの環境汚染とか廃棄物、それから他の地球環境の問題とかの関連性について、基本条例として何か基本的な理念を書く必要があるかどうかというふうに思います。

いかがでしょうか。

どうぞ、赤井委員、お願いします。

○赤井委員　勉強不足ですみません。生物多様性が脅かされているのは、温暖化によることが結構大きいかなと思うんですよ。海の汚染とか、プラスチックごみのマイクロプラスチックの問題とかっていうのと絡んでいるので、そこの基本理念のところが貴重な野生生物の生息環境の保全と保護活動だけでは、この生物の多様性を確保することは難しいんじゃないかなというふうにちょっと思ったんですけど、その辺をどういうふうに文言の中に入れていくとか、それから、自然をもちろん保護するんですけども、それに係る今のような大きな問題のことについて、何か絡めた文言があるといいかな。自然保護だけではなくってというふうに、ちょっとお話聞いて思いました。

○藤原会長　ありがとうございました。

生物多様性っていうのは独立した問題ではなくて、ほかの問題との関わりがあるので、そういうのが分かるような形で基本条例に盛り込んではどうかっていう、そういう御意見だったと思いますが。事務局のほうでは、そういう生物多様性についての基本条例への記述っていうのは、何か議論とかがありましたか。この案を作るに当たって。

○事務局（小野） はい。この点を書くときには、そういった議論ではなくても、基本的には国の環境基本法を参考に作成させていただいております。先ほど藤原先生からもお話がありました、第6次環境基本計画の資料とか、現行の環境基本法を参考に、この条例は作成させていただいております。

生物多様性の部分につきましては、条例とかではなくて、これとは別に生物多様性の地域戦略というものを策定しております、その中で、まだこれも策定段階なので、具体的な取組とかまだ決まっていますけれども、今後岡山市としてどういう取組をしていくかというものを、今年と来年度と2年かけて計画を作っていく予定であります。その中でまた、先ほどお話ありました、自然保護というのも、いろんな方面から見てやる必要があるという議論も恐らく出てくる話にはなるとお思いますので、計画のほうではそういった話も出てくるだろうと考えております。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○赤井委員 すみません。

○藤原会長 はい、どうぞ。

○赤井委員 今のとは関係なくても大丈夫ですか。いいですか。生物多様性とは関係ない。

○藤原会長 はい。お願いします。

○赤井委員 前文のところに、資料4のところを読んでいたんですけど、前文のと

ころに、全ての市民はという言い方と私たちはっていうのが出てきていて、この私たちはっていうのは私のことですかね。主語が私たちはっていうのは、岡山市民っていう意味ですか。それとも人類全部っていう主語ですかね。全ての市民とどう違うのかなっていうのが、ちょっとお聞きしたかったんですけど。

○藤原会長　前文のところです。資料4の前段の下から2行目の、私たちはっていうところですけど、この後、市民、事業者、行政の全てのというくだりになってるので、この私たちは何を指しているのかということですね。

○事務局（小野）　すみません。今の御指摘の点についてなんですけれども、私たちはっていうのは岡山市のお話にはなりますので、基本的には市民ということで考えてはおります。ただ、事業者が入ってきますと、市外から来た方が岡山市内で事業活動されるっていう場合もありますので、必ずしも市民のみというわけではありません。ただ、表現については検討させていただこうと思います。

○藤原会長　はい。これは文章の書き方の問題で、漠然とした私たちなので、その部分の表現をもう少し変えて、主体は市民、事業者、行政だと思っております。市全体ですけど。何かそういうところがクリアになる表現のほうを少し検討お願いします。

○事務局（小野）　はい。

○藤原会長　ありがとうございました。

ほかに御意見ありますでしょうか。

はい。原委員、お願いします。

○原委員　私もさっきの生物多様性のことは難しくて、ちょっとそれぞれ意見がないですけど、ほかのことなんですけど、第3条、同じく基本条例のほうの第3条の後に、この理念にのっとりというのが繰り返されて、この理念にのっとりっていうのは、新しくどんどん加えられているわけですけど、今回の。ということは、この基本理念にのっとりというところがすごい大事だっていうことだと思うんですけど、その

3条というのが基本理念に当たるわけなんですけど、ちょっと分かりづらいと思うんです。普通に読んだときに、何が言いたいのかちょっとよく分からないなって。普通の市民の人というか、私ぐらいのレベルだと分かりにくいんです。もう少し何が言いたいのかをはっきり、大事なところなので、簡潔に主張が分かるような表現にしたい。具体的に言えば、例えば一番の環境の保全はの次に、健康で快適な生活の確保がっていうふうに主語が二つありますが、その後にもたまたま生活を営む上でっていうふうに、生活が2回出てきて、なんだかよく分かんなくなってきましたし、そこら辺の二重になってるところが、私が言えば、この健康で快適な生活の確保がってのは要らないんじゃないのかなと思うぐらいなんですけど、もう少し整理をしていただいたらいいんじゃないかなというふうに思っています。それからその3番の地球環境保全は地球人類共通の課題であるという認識の下にっていうこの部分も、何が主語で何が述語なのかがちょっとよく分からない文章ではないかというふうに感じられます。先ほど環境の保全はっていうふうに、環境保全が一定の認識された用語じゃないので、二つに分けられたということであれば、ここも地球環境の保全はというふうに、のを入れたほうが統一できるんじゃないかなというふうに思ったりもするんですけど、その辺はちょっとよく分かりませんが。ここの何が主語で何が言いたいのかっていうのも、はっきりこの一番大事な基本理念のところなので、誰が読んでも分かるような感じにさせていただけたらいいなというふうに感じました。

それから最初のところなんですけど、前文で、すみません、戻って前文になりますが、全体的に危機感というものが伝わりにくいんじゃないかなっていうふうに感じます。前文の3行目に、しかし近年では世界的に何たらかたら、人類の生存基盤そのものを脅かし始めてきているっていうんですけども、本当に待ったなしな感じになっている地球環境だと思うので、もう少し強い言い方、表現でもいいんじゃないかなって思うのと、これは私が分からないことですが、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染という三つが大きな危機になってるんですけど、この環境汚染っていうのは何を

示すのでしょうか。環境破壊とかいう言葉もありますよね。実際、例えば戦争がいっぱい今起きてて、どんどん環境破壊されてるんですけど、そういうのはこの環境汚染とかに入ってくるのでしょうか。先ほど出た海ごみなんかは環境汚染なのかもしれないんですけど、そこら辺を環境汚染っていったら、汚染されちゃったって感じの、受身的な印象を私は受けるんです。環境汚染しているっていう自分が能動的に汚染しているっていうふうを感じる人もいるとは思んですけど、破壊も同じかもしれないんですけど、やってるのは私たち自身なので、そこら辺の表現っていうのをどうかなと思うことと、いろいろ今回の改正ポイントじゃないところを言って申し訳ないんですけど、前回、途中で抜けちゃったもんで申し訳ないんですけど、その前文の、古くから瀬戸内海気候と豊かな自然があったと。塩田開発でやってきた。芸術、文化、教育を育ててきたの次に、いきなりもう地球環境がやばいよっていうのがあって、その途中で全然ないんですけど、近代化とか経済発展をしてきたこの歴史、高度経済成長、戦後からどんどん都市が発展してきたという、この岡山市の都市発展、交通の要衝で、どんどん経済が発展してきたがゆえに、自然環境もそれに比例して悪くなっていった面もあるので、そのことも書いたほうがいいんじゃないかなっていうのを感じました。

○藤原会長　　ありがとうございました。

一つは第3条の基本理念というのが分かりにくいという。文章の構成なんかも主語述語が分かりにくいとか、途中で挿入されている文章もあって、必要ないのではないかという。かなり入り込んだ意見もされました。確かに、この改正の中で、基本理念にのっとりという言葉が繰り返し使われていると。そのときに基本理念何だったかということで、3条見直すことが多分あると思うんですけど、そういうときに、この3条の文章がずっと頭の中に入ってこないというところが問題ではないかという御指摘だと思っただけです。この3条は何度も引用されるっていうか、参照されるという意味では、やっぱり分かりやすい文章にしておいたほうがいいのか。原委員の意見を

聞いていて思いましたが、皆さんいかがでしょうか。

うなずいておられる方もたくさんいらっしゃいまして、ここの文章については、元の条例を修正している過程で出てきたものだと思うんですけど、もうちょっと文章的にも校正していただいて、よくしていただくほうがいいのではないかと思いますけど、事務局いかがでしょうか。

○事務局（小野）　そうですね。原委員のお話を伺って、確かにちょっと分かりにくい部分もありますので、中でまたそこは検討させていただいて、できる限り分かりやすいような形でお出しできればと考えております。

○藤原会長　ありがとうございました。

もう一つは前置きの部分で、この文章が現在の環境問題、危機意識という、そういうものを感じられないというようなお話だったと思います。そういう文章として作るのかっていう、最初の議論が本当はあるべきだと思ったんですけど、環境問題が非常に逼迫して、いろんな点で問題になっているというような、そういう危機意識を踏み込んだ形で表現するべきなのかどうかという、そのところを少し議論しないといけないのかなというふうに思うんですけど。

それともう一つは、最初の出だしの文章は岡山市の歴史とか、その地域の特徴みたいなものが書かれていて、その次にいきなり近年ではということ、気候変動、それから生物多様性の損失、環境汚染というふうにキーワードを並べてあると。そこら辺のどこいきなり過ぎないかというような、これもまた表現の問題だと思います。

もう一つ、その中の環境汚染というのは一体どういうものを示しているのか、具体性がないというような御指摘もございました。

そうですね。そういう点について、例えば環境汚染といっても、これまでの大気とか水とか環境汚染、公害から続いている環境汚染というのがあったんですけど、それがある程度収まって、今直面している環境汚染とは一体何だろうという、そういうことも頭にありながら、これ読まないといけないんですけど、じゃあ一体今の環境汚染

って、問題っていうのは何か、ちょっとこう。そうか、余り具体的に書き過ぎると、時代が変わってしまうと、それがまた不適切になったりしますので、表現難しいんですけど、単なる環境汚染っていうふうに書くと、少し疑問が発生するということの御意見ですので、ここもちょっと検討していただけたらと思いますが、事務局いかがでしょうか。

○事務局（小野） 確かに環境汚染と唐突に出ると、なかなか入りにくいっていうのはあると思いますので、藤原会長もおっしゃられたとおり、余り具体的に書くと、また古い言葉になったりとかして、逆に条例にそぐわないとかっていう課題もあると思いますので、ここは慎重に検討していきたいと考えております。

○原委員 すみません、ちょっと追加でいいですか。

○藤原会長 原委員、どうぞ。

○原委員 先ほど赤井委員も言われたんですけど、個別に、気候変動と生物多様性と環境汚染が別々にあるわけじゃなくて、それらが複雑に絡み合って影響を与えあっているというのが現状であって、だから解決が難しいという、SDGsもそうですが、そういうところが今すごい大変なわけなんで、そういうところをちょっと一言入れてもいいんじゃないかなっていうのは、公害とかと違って、1個出口押さえれば済むみたいなことじゃないので、そういう経済活動だとか人口増加とか、政治的なこともそうですが、が複雑に絡み合って、止めるに止められないような環境の問題が、負荷が起きてるわけなので、そこら辺の難しい状況みたいなのは、一言でも前文に入れていただくといいんじゃないかなって思いました。

○藤原会長 御意見ありがとうございます。

少しもんでいただけたらと思います。今の御意見も踏まえて。

あと、ほかの委員さんからこの前文について、何か御意見、コメントございますでしょうか。

はい、片岡委員、お願いします。

○片岡委員　先ほど原委員がおっしゃったように、私も前文の3行目から、しかし近年ではっていうところに違和感を感じてまして、全体的に他市の条例や今までの既存のものを参考にして書き換えているということは理解しているんですけども、やっぱり特有性みたいなものも、岡山の特有性みたいなものがあるはずなので、そういうものがないからちょっと刺さらないというか、全体の2行だけがこの岡山のことを言っているような感じもしないでもなくないというか、何かもう少し。もちろん条例じゃなくて白書のほうとかで書いていたり、基本計画のほうで細かく書かれていることではあるかと思うんですが、やっぱり市民に訴える、もう少し特有性というか、岡山である、岡山市だから抱えているものっていうものが表現されたほうが。もちろん取組でよい部分もあると思いますけれども、そういうものも表れてもよいのかなというふうに感じました。

○藤原会長　ありがとうございました。

この前文と3条は、この基本条例の中でも市民に訴えかける上で分かりやすくしておかないといけないと、皆さんそういう意見ではないかと思しますので、この前段と3条については、もう一度御検討いただいて、また議論させていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○事務局（小野）　分かりました。いろいろな委員の方から分かりにくいという御指摘をいただいておりますので、特に今回基本条例を新たに作るということで、その辺りはより分かりやすく、市民の方にも理解しやすいようにはしていきたいと思しますので、また前文についてはいろいろいただいた意見を踏まえて、検討していきまして、3条の基本理念についても同じように考えていきたいと思っております。またできましたら、藤原会長始め、委員の皆さんに御相談をさせていただくこともあると思しますので、またよろしくお願ひします。

○藤原会長　ありがとうございました。

はい、氏原委員、お願ひします。

○氏原委員　　ここの前文の話ですけれども、分かりやすさも当然そうなんですけど、正直私が最初の前文読ませていただいて思ったことは、環境基本条例になって全体的に書き方が、何て言うかマイルドになったなっていう感じがちょっとしてまして、つまりむしろ過去から、これから新しいほうがむしろ危機感をもっと持っていかないといけないのに、そのトーンが大分落ちてるような気がしたんですね。なんで、そういう意味でも、やはりきちんと現状を理解した上で、もう少し危機感が伝わるような、それこそ原委員おっしゃってましたけれども、そこの部分の書きぶりっていうのも、分かりやすさにプラスして必要になってくるんじゃないかなというふうに思いましたので、付け足しさせていただきます。

○藤原会長　　ありがとうございました。

何か皆さん、追加的に御意見ありましたら、お願いします。

はい、尾形委員、お願いします。

○尾形委員　　私のほうからは、新しい環境のキーワードを取り入れるということだったんですけれども、このほかに、御検討された新しいキーワード、もし検討の中で出たキーワード、参考に教えていただいた上で、そういったキーワードを中心に御検討された結果がこの条例に反映されたと。その検討の内容を聞かせていただける範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

○藤原会長　　ありがとうございます。この条例前文についてということですよ。

○尾形委員　　そうですね。

○藤原会長　　どういうキーワードで構成されたかと。2条のところに定義、言葉の定義みたいなものもありますけど、こういうもののどこにウエートがあるのかとか、ここには決められなかったものとかございましたら、御紹介いただけたらと思います。

○事務局（小野）　　そうですね。これを検討するときに、一番どうしようかと思ったのは、海洋プラスチック問題を入れるかどうかっていうのはちょっとあったんですけれども、そこは担当の課と相談したところ、そういう文言ではなくて、確か海ごみ

対策にプラスチックとは書かずに、海ごみ対策というふうに表現を変えてやっております。それが7条の第7項と。基本条例の第7条の第7項のところのそこが一番どうしようかっていうところで考えたところではあります。あとは基本的に、今国が作っている環境基本計画の文言を参考にしてこちらの条例に反映させております。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございました。

先ほど、片岡委員のほうからもお話がありましたとおり、岡山市で特に注視すべき環境問題っていうところがどこなのかっていうところを考えたときに、海ごみ対策というような形で入れられたということですかね。

○事務局（小野） いや、ということではなかったんですけど。岡山市のほうでも海ごみ対策はしていますし、同列で気候変動への適応というのもありますので、国の基本計画とかにも、当然、上位のところでも新しい問題として挙げられておりましたので、条例にも反映させる必要があるだろうということを入れております。

基本条例を策定に当たって、岡山市だからこういう文言を入れようかっていう話は余りなかったかなというところでは。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございました。

それでは、岡山市独自で何か組み込むキーワードっていうのは御検討されたけれども、そこまでの入れるべきキーワードはなかったという御判断をされたということでもよろしいですね。

○事務局（小野） そうですね。そこまでは検討はしなかったです。

○藤原会長 ありがとうございます。

○池本委員 すみません。よろしいですか。

○藤原会長 はい。池本委員、お願いします。

○池本委員 自然保護センターの池本です。

今伺ったキーワードなんですけれども、こちらの資料4の岡山市環境基本条例、先ほどから話題になっているところなんですけれども、私、第2条定義のところ、(3)の公害というところがあるんですけれども、こちらの定義なんですけれども、私自然保護センターで星空観察会とかホテルの観察会などもやっております、光害というテーマについてちょっと気になっております。また、岡山県というのは、最近近年、天文報告とか、あとまた美星町では、光害防止条例なども作られておまして、また、岡山市は、県内でも最も人口が多くて、夜明るい町だと思っております。そこでこの公害の定義のところ、光害を検討していただけたらなと思っております。もし当初キーワードに入っております、検討した結果ということでありましたら、そちらのほうの考え方についてもお聞かせいただければと思います。

○藤原会長　ありがとうございます。

光の公害については、環境省の中でも扱っていますし、当時公害問題があったときはこの光の害はなかったんですけど、近年では光の害はありますので、入れたほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（小野）　こちらの定義のところについてなんですけれども、今こちらに定義で記載しておりますのが、国の環境基本法の定義のものをそのまま参考に引用させてもらって記載しているというものになっております。光害については基本条例作るときに、そういった意味では検討はしておりませんでしたので、また中でそこは検討させてもらえればと思います。

○藤原会長　ありがとうございました。

はい、片岡委員、お願いします。

○片岡委員　さっき氏原委員が、口調が柔らかくなったと言われていたことにちょっと関連する部分になるかもしれないんですけども、2章の1節の第7条のところなんですけれども、これ当たり前だから書いていないんだろうと思われるんですが、これ誰がどう計画的に、要は環境の保全に関する施策の策定及び実施は、これ岡山市の各

担当課はになるんですかね。が実施するものになるのかなと思うんですけど。誰が何をするのかっていうのが明確じゃなくて、当然だから書かれていないのかなと思うんですが、私の分野においても、正直（５）とかが私の分野になるんですけども、正直、各担当課さんとか、こういう取組を本当にされてるのかなというふうに、ちょっと疑問に思うことがありますて、もう少し何か強い言葉というか、意気込み的なところが表現されるといいのかなというふうに個人的には思いました。

○藤原会長　ありがとうございます。

今の御意見は、7条に書かれている条例の項目を実際に担当する課みたいなものも併記したほうがいいっていう、そういう話ですか。

○片岡委員　そうですね。この書き方なのかもしれないんですけど、どう言うんですかね、これもう、岡山市の担当課が実施するものだから特に書いてないんでしょうけども、前提にされている文書なので、こういう書き方なのかなと思うんですが、誰が何をするのかとか、そういうところが、市民がなのか、施策を決めるのは岡山市の担当課になるんですね。

○事務局（小野）　そうですね。具体的な施策取組については、各担当部署になります。

○片岡委員　ですよね。例えば5条の市民はとかあるんですけど、これは各担当課は、例えば施策の策定や実施の場合とか、そういうふうに書いていただくとか、もう少し誰が何の責任を持ってやっていくかっていうのははっきりしていくってことで、口調を強めるというか、もう少ししっかりやっていこうという意識が出るんじゃないかなというふうにちょっと思ったということですね。

○藤原会長　ありがとうございます。

私は、多分これは、具体的などこの課の所掌だっということではなくて、もう市全体が取組むべき課題であるという、そういうのを列挙されたんじゃないかと思っております。

○片岡委員 はい。もちろんそこは理解してます。

○藤原会長 課で書くと、今後またその課もどうなるか分からないので、そういう意味では、ここは余り具体的に所掌を書くよりは、もうこれぐらいにしておいたほうがいいんじゃないかと思うんですよね。

○片岡委員 はい。課がっていう、どこどこの課が担当しますよって書くっていうよりは、冒頭の7条のところに、例えば各担当課、主語ですよ。誰がやるのかっていうのを、例えば7条は市民はっていう形で書かれていたり、8条は市長はっていう形で書かれてると思うんですけど、そういう意味で、各担当課はとか、そういうような、誰がこれをやっていくのかみたいなことが表現されてもいいのかなと。もちろん読み込めば、もちろんこれは担当課がやることだということは分かると思うんですけども、口調の部分というか、そういうふうに感じたということですね。御検討いただければと思います。

○藤原会長 ありがとうございます。

施策はもちろん市がっていうか、行政がされるんですよ。確かにほかの8条とか9条とか市長はとか市はとか書いてあって、7条は本当は何か主語があったほうがいいんだというのは分かりますけど。

いかがでしょうか。施策を実施するのは、市あるいは行政なので、そういう文言を入れるっていうのはできますか。部局までは書かなくてもいいので。

○事務局（小野） そうですね。先ほど藤原先生言われたとおり、担当課の名前まで出すのはなかなか難しいかなとは思いますが。ただ、当然その施策自体は行政、岡山市の基本条例のこれは当然市に係る部分になりますので、主語を入れたほうがより分かりやすいというお話ですので、そうですね、施策自体は、当然、市民や事業者とか、そういったに係る話ではないので、入れるとしたら、市はとかっていう話にはなると思います。ただ、入れるかどうかは、また検討させていただければと思います。

○藤原会長 検討、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。それから、あと、多様性の話もまだ結論がついてないんですけど、吉田委員、ありますでしょうか。

○吉田委員　あんまり生物多様性にこだわってないけど、もともと整理されてないなと感じたのが、基本条例2条のところ見ると、地球環境保全という、この用語の意義というか書いてあって、ここを見ると、温暖化の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少とかということで、そこには生物多様性のようなことがうかがえる言葉が入っているんですけども、そこでは絡むようには読めるのに、7条でいくと、2号3号のところが多分生物多様性に関わってくるんだと思うんですけど、そこはなんかちょっと、先ほどの2条のとこと7条とかとどう絡むのかなっていう辺りが、私自身は少しちょっと。地球環境保全の中に生物、先ほどの岡山市の説明では、生物多様性の保全っていうのは規制だっというお話があったので、それに絡むような表現があるんですけど、ちょっと分かりづらいなという気がしますけれども。すみません。2条と7条との関係とか、それも踏まえて、環境保全条例のほうにうたってるというふうにおっしゃられたんですけども、保全条例のこの生物多様性、そうですね、2節の生物多様性のところが、それが基本条例7条とこの辺りがどう関係というんですか。多分基本条例と保全条例両方読まないと、多分生物多様性の保全のことが全体が理解できないんじゃないかなと思うんですけども。そこが何か私はちょっと引っかかるんですけども。何かその辺りが。私もこう整理したらいいってのは、ちょっとすみません、アイデアはないんですけども。どうも地球環境保全第2条の定義と7条と、それから今度環境保全条例の第20条のところいきなりそっち書いてあるっていう、その組立てというんですか、そこがちょっと分かりにくいというのが意見です。すみません、ちょっと時間かかりました。

○藤原会長　ありがとうございました。

皆さんもそう思われてるんじゃないかと思っています。ただ、この定義のところ詳しく書いてありますけど、書いてあったらそれを全部網羅するっていうことなのか、

それともこれはあくまで定義であって、市としてはこの中からこれについて対策と施策をするっていう、そういう意味で書かれているのか。この用語の意義っていうのは、この条例において、こういう用語で使う限りはその対応しますよっていう、そういう理解ですか。そうなってくると、生物多様性の話が地球環境保全の中に入ってくるので、じゃあ地球環境保全とは市は何をするのかという具体的な中身が、そこそこそれぞれ個別に示されずに7条で列挙されているという話ですよ。それから、最後の25条の5節にも地球環境保全という言葉が出てきますけど、これはそれぞれの役割を示しているだけで、地球環境保全というのは、言葉の定義はありますが、市としては何をするのか。その中の何をするのかというところが示されていないと。

ただ、7条にはその関連した項目は挙げられているというふうになっておりますが、例えば7条で、どういう分類ではこういうことをやりますっていうふうにしたほうがよろしいですか。

○吉田委員　　そうですね。

○藤原会長　　生態系の多様性であれば、それに関係する7条の項目をその下に書くとか。

○吉田委員　　はい。そういうことがあるとつながりが分かるのかなと思います。

それともう一点、生物多様性というか、先ほど基本理念、再検討されるということなんですが、さっきちょっと、最初に言われたんですが、第3条、1条と2条、環境の保全とあって、第3条は地球環境保全と書いてあるんですけど、ここの第3条の地球環境保全っていうのは、多分第2条の第2項のことを指してるんだと思うんですけど、そうしてくると、基本理念、先ほど皆さんいろいろ御意見が出て、ちょっと分かりにくいということだったんですけど、ここの環境の保全と地球環境の保全っていう関係性もちょっと。2条を読んだ後にこれ読むと、頭の整理がなかなか、多分市民の方はつかないんじゃないかなという気がするので、見直す際は、その辺りも分かりやすくしていただければと思うんですけど。

○藤原会長　　ありがとうございます。

環境の保全のこの環境と、それから地球環境保全の地球環境、何が違うのか、どういう保全を、それぞれ違った保全をするのかということを考えるときに混乱してしまうということですね。定義も地球環境保全については定義されていて、環境の保全の環境っていうのは何を含むのかということは、この定義からは分からないと。公害というものが結びつきますけれど、じゃあ環境というのは公害なのかというふうになってしまいますし、まず定義というのがあるって、あるいはここで市で考える環境とは何かとか、地球環境保全とは何かというのが2条に書かれていて、3条ではその環境保全、あるいは地球環境の保全でこういうことをやりますという基本理念があるというような書き方のほうが、読んでも人は分かりやすいのではないかと考えています。それぞれ使ってる言葉とか説明の中身が整合してないというようなお話があると思います。ですから、最初に定義があって理念があって、次に施策ですね。どういう施策を作らなければいけないかっていうのが7条にあって、そこら辺の流れがはっきりとするような書き方というのが求められているという御意見でよろしいでしょうか。

○吉田委員　　そうです。ありがとうございます。

○藤原会長　　事務局、いかがでしょうか。

○事務局（小野）　　基本理念も、結局、定義してる部分で余計分かりづらくなってる部分っていうのもありますので、この辺りについては検討し直して、また流れが市民にも分かりやすいような流れで、構成目標、中身を組立てていきたいと思います。

○藤原会長　　ありがとうございます。

では、前文の構成を見直すということと、それから2条の定義、それから3条の基本理念。責務は分かると思いますので。それから施策ですね。どういう項目に対してどういう施策を立てるのかという。細かいところは書けないのは分かりますけど、そこら辺はこういう1番から7番の表現でいいと思うんですけど、少し項目ごとに整理したほうがいいのではないかと考えています。

皆さん、何か御意見ありますか。

はい、原委員、お願いします。

○原委員　私はどんだけ大変なお仕事かっていうのは、もうほんまに申し訳ないと思いつつながら言うんですけど、これを整理して、これ長年の部分をこんなに言いたい放題言ったのを整理するのがどれだけ大変だろうと思って申し訳ないと思いつつながら言うんですよ。申し訳ないです。申し訳ないんですけど、さっきの3条のところなんですけど、読んでたらだんだんだんだんほかにも言いたいことが見つかったんですけど、その環境を良好なまま将来の市民へと手渡していくっていうふうには書いてあるんですけど、良好なのかっていう現状認識のところは、やっぱり良好なわけがなくて、地球環境の温暖化とか、第7条の順番を見ますと、公害から始まって最後に地球温暖化とか気候変動とか出てくるっていう、だんだん遠くなるっていうイメージの書き方に感じられるんですけど、地球温暖化って私たちが起こしてるっていうことをやっぱり考えると、今の都市の在り方、いろんな二酸化炭素の出し方とか電気エネルギー、いろんな自然資本の消費の仕方などが温暖化を起こしているわけなので、良好なままという書き方はこれでいいっていうふうにもとられかねないような気がします。なので、悪化しつつある環境を改善して、将来の世代に渡すっていうのが本当の筋じゃないかなっていうふうに思います。そこの書き方もどうなのだろうと、ちょっと御検討いただければなと思うことと、あと、よく分からないのが、その次の行に人と自然との共生という言葉がありますが、生物多様性のこととかも言葉の用語がいろいろ出てくるんですけど、人と自然が共生するっていうことってどういうことっていうふうに考えたときに、それは共生してるんです、共生って言えば自然の中に生きてる、生かされてるわけだから共生は絶対してるんだと思うんですけど、この共生ってどういう状態を目指すんですかっていうことがこれでは分からないわけですね。この後のものの循環的利用とかエネルギーはどういう状態かは分かるんですけど、人と自然の共生を目指すっていうのは、どういう状態っていうことを目指すのかっていうのも、さっき

の生物多様性を守るっていう意味なのか、今のままでいいのか。例えば田んぼがあればいいのか、田んぼをやる人が減っちゃって、どんどんいろんな機械が入って行って、農薬まいて行ってっていうような状態でも、田んぼがあることが大事なのかみたいな、その質は、自然の質はここに書かれてないので、そこら辺も大事な理念のところなので、こんなことばかり言って申し訳ないと思うんだけど、目指す姿を岡山市なりに、国はそんなこと言わないと思うんですよ、適当なこと、何て言うか、誰からも文句が出ないような言い方しかしないと思うんだけど、岡山市もそうだと思いますけど、もう少し市民の人が手が届くような、具体的に分かりやすいような表現っていうのができたらいいなって思いました。すみません。言いたいこと言って。

○藤原会長　ありがとうございます。

それはすごくいいんですけど、ただ、人と自然の共生について議論しだすと、かなり難しくなってきます。

○原委員　ですよね、すみません。

○藤原会長　いや、もうもっともなんですけど、もう言葉としてぼかすべきところはぼかして、クリアにできるところはクリアにしないといけないと思うんですね。なぜ人と自然の共生っていうかという、最近経済の話が入ってきてますよね。そうすると、幾ら環境をきれいにしても、それが経済にインパクトを与えるのであれば、最近はその緩和していこうという方向に進んでいて、人の暮らしもあるけど、でも経済が成り立たないと元も子もない。今の環境維持ということもできないということを見ると、やはり何かそこで自然と人との間での何かどっかの調和点みたいなものを探さないといけないという、これから非常に難しい時代に入ってくるので、今までどおり生態系を保護しますっていうだけでは、これからは済まないと思うんですね。ここの部分は非常に大きな課題を持っていると私は思うので、ここの部分は余り深く、具体的にこうしますっていうところまでは入り込まないほうがいいのかなっていうふうに個人的には思っています。

それともう一つおっしゃってた、その環境を良好なままっていうとこなんですけどね。ここは市としては、今維持できている環境はそのまま引き継ぎたいっていう思いがある一方で、まだ課題解決してない問題というのをもたくさん抱えていると。それをこの環境を良好なままでっていうと、もう既に環境はいい状態にあるんだっていうふうに市民に思われてしまうと、そこはやっぱりそごが生じるので、そこはよいところはそのまま維持しながら、まだ解決されてないものについては積極的に解決していくっていう、そういう表現がいいのかなって思いました。全てがだめだっていうこともまたないんですよ。そこら辺のところ、すみません、またこれも宿題になってしまいますが、そういう環境のいいところは残しながら、まだ解決できてないものについては、将来に向けてできる限り改善していくっていう、そういうニュアンスがあるといいと思います。御検討ください。

○事務局（小野） はい。前文についてはいろいろほかにも御指摘をいただいておりますので、検討していきたいと思えます。

○藤原会長 あと、我々こうして好きなように意見言ってますけどね。その意見はまだまだほかにもあるとは思えます。それから、まだ市のほうで独自に考えられて、こういう場に提出されたら、またそこで新しい意見が出てきてしまうという、その繰り返しになってしまうので、そこら辺のところを、ぜひこの文章の中で問題点があるということであれば、市のほうに御意見をいただきたいと。そこで意見が出なかったら、もうそれは問題ないというふうに理解したと市のほうでしてもらって、作成を進めていただくという形にしないと、何回も手戻りになってしまいますので、ぜひ皆さん、御協力よろしくお願ひします。この会議の後でも、御意見を市のほうにお送りください。よろしくお願ひします。

ほかに御意見ございますでしょうか。

すみません。先ほどの御質問にあった地球環境保全という言葉は、これはもう使ってよろしいんですか。地球環境の保全ではなくて、地球環境保全という言葉は使って、

環境保全は環境の保全とするという。

○事務局（小野）　そうですね。どちらも環境基本法に記載がありまして、今まで環境保全と書いたのも環境の保全のほうが一般的であったのと、地球環境保全も同様に、地球環境の保全と書いてたんですけど、地球環境保全というふうな記載のほうが一般的でしたので、今回の条例制定に伴って、そちらを修正させていただいております。

○藤原会長　ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○赤井委員　これと直接関係ないんですけど、このところに、都市の責務、事業者の責務、市民の責務というふうに出てきていて、この条例の第3節のところでも、17、18、19のところ、市は市民にこのような啓発活動をしなければ、簡単に言えばね、これは市民の責務ですよっていうことを啓発するということが定められているんですけど、実際、一市民の立場になると、そういうのが当たってこないっていうか、そういうものを感じるんですけど、こういうのもこの条例の中にはちゃんと決められているんだけど、岡山市民70万人のところに、これは市民の責務だということを感じられたことは、一般の中ではないんですよ。皆さんは感じられてるかもしれないんですけども、私もこういうところに来たら感じるんですけど、一般のところでは、うちの夫とか子供とか見ても、誰もそんなことは感じてないって感じなんですけど、この辺のこの17、18、19条に肉付けして、実際にそういうことがどういうふうに届いているか、この成果が上がっているかというようなことは、どんなふうにして確認されているのか、条例そのものとは関係ないんですけど、ちょっとお聞きしてもいいですか。

○藤原会長　事務局、お願いします。

○事務局（横山）　そうですね。大体数年には1回は市民アンケートを取ったりして、どういったふうに行動が変わったかというところはあると思います。それから、一番

市民の方に責務としてお願いしたりしてるのは、恐らくごみの出し方なんかが一番びったりくるんじゃないかと思って、今回もこの4月からプラスチックを資源として扱います。皆さんの言うと付加をお願いして、分類をさらに細かく分けるっていうところもお願いしてますので、そういうところが一番関係するかなと思います。届いているのかいないのかっていうのは、アンケートもそうですが、市が行っている幾つかのプログラムがありますので、そういった方に御参加いただいているのかどうかというところで判断しています。おっしゃるとおり、なかなか、特にお仕事をお持ちの方とかね、土日もお仕事の方というのは、なかなかそういったイベントにも御参加いただけないということで、その辺りはまだまだこれからやり方を工夫しなくちゃいけないだろうなというふうに思います。

以上で、回答になってるか分かりませんが、いいでしょうか。

○藤原会長　　ありがとうございました。

基本条例の第5条のところに、市民の責務のところ書いてありますよね。基本理念にのっとりの基本理念が何だったかがよく分からないっていうのは、先ほど意見が出ていて、その後、環境保全の支障を防止するため、日常生活に伴う何とかをしなければいけないっていう、環境保全の支障防止するためっていうことが市民にはぴんとこないかなと。支障、防止とかいう、そういう、何て言うんですかね、保全上の支障を防止するっていう、保全しようとしてるときに、その何か障害になるもの、障害にならないように、こうしなければいけないという、すごく制約的というか、なぜ市民は防止しなきゃいけないのっていうか、市民が自発的に環境のために何とかするようにしましょうみたいだったら分かるんだけど、何か政策があって、それに支障を来すようなことはやめましょうっていう、そういうふうに感じてしまうんですけど、皆さん、いかがでしょうか。

気になっているのは、環境保全上の支障を防止するためっていう表現ですね。環境保全に貢献するためとかいうのであれば、何かやらなきゃいけないと思うけど、環境

保全上の支障を防止するためって言われても、何かぴんとこないですよ。やろうというふうに思わないような気がするんです。これ法律上、こういう用語を使うのかもしれないませんが、市民にとっては分かりにくい文面だなと思います。これはこの表現とこの文面とはいかがでしょうか。こういうものなんでしょうか。

○事務局（小野） こちらの責務に書いてあるのは、2条の3項の公害の定義のところに環境保全上の支障とありまして、そちらを運用して、こちらのほうに同様の文言を入れております。

○藤原会長 この定義のところを見直ししていただくということをお願いしましたが、この環境保全上の支障のうちっていうのも、何か分かりにくい表現ですね。これも検討していただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（小野） 定義についてもいろいろ御意見をいただいておりますので、整理をした上で、恐らく文言が変われば、また先ほど御指摘いただいた市民の責務のところとかの文言もその流れで変わっていくとは思いますが、前文と合わせて検討していきたいと思っております。

○藤原会長 ありがとうございます。

各所において、一つはこれまで作られていた基本条例の流れをそのまま引用して修正する部分だけを変えたという、そういう修正があったということと、それから昔の条例においても、やっぱり分かりにくい部分があって、その部分を根本から改善するという形にはなっていなかったと。今の人たちにとって分かりやすい言葉にはなっていない、そういう感じですね。そういうことで、非常にとっつきにくい条例になってるなという気がいたします。

自分たちの言葉で書かないと、結局我々が読みやすいものはできないんじゃないかというふうに思うわけです。ですから、そこら辺のところ、今の市の方々が自分の言葉で少し分かりやすいのを検討していただければ、かなりすっきりしたものができるんじゃないかと。余り昔の条例に引きずられずに、言葉の使い方とか、そういうのを

見直していただけると、すっきりとしたものができるのではないか思うんですけど、いかがでしょうか。

そういう形で、細かいところまでは時間内に全て見直すことができませんので、また何か気が付かれたところがあれば連絡していただくということと、それから市のほうで作り変えられたものについて、最後に出て来上がりでなくてもいいので、送っていただいて、それを見てもらって、御意見を早目に収集しながら修正をしていただくというようなことをお願いしてよろしいでしょうか。

○事務局（小野） はい。いろいろ宿題をいただいているので、できる限り、早目には対応させていただいて、藤原会長にもいろいろ御相談させていただきたいと思えます。

○藤原会長 分かりました。私のほうでもいろいろ相談に乗らせていただいて、皆様の御意見が反映できるように、なるべく頑張ります。ということでございます。

そしたら、これについては見直しをするということで、この議案についてはこれで終わらせていただきます。

そのほかに、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（遠藤） 本日の審議内容につきましては、本日御欠席の委員の方々からも御意見等ございましたら、6月7日までにはいただくようにいたしております。本日御出席の委員の皆様におかれましても、会長のほうも言われましたけれども、本日の審議内容につきまして、後日お気付きの点ございましたら、また事務局まで御連絡いただければと思いますので、様式は問いませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○藤原会長 それとすみません、もう私のほうから委員様に個別に御相談的なこともさせていただきたいと思えます。ちょっと話をしながら修正案を考えていったほうがいいと思いますので。ですからいきなり委員さんのほうに電話をかけたりしながら、これどうでしょうかというお話をさせていただくこともあり得るということで、す

みませんけど、御協力をよろしく申し上げます。

それでは、本日の審議をこれで終わります。事務局には、審議会の意見を十分に踏まえ、今後の対応などをよろしく申し上げます。

○事務局（山根）　　ありがとうございました。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。お車でお越しの方、D パーキング岡山市役所の3時間料金券をお渡ししておりますが、まだお持ちでない方はお申付けください。それでは、長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

閉会　午前11時42分